

「四日市市市民自治基本条例(理念条例)の見直し」

に関する意見募集の結果について

令和7年1月26日（水）から令和7年2月25日（木）までの間に、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）の見直し」に関する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

○意見提出者数 2名

○意見数 2件

○提出方法 電子メール1件 FAX1件

○意見の内容と市の考え方 別紙のとおり

問い合わせ

四日市市役所 政策推進部 政策推進課

TEL 059-354-8112

四日市市市民自治基本条例(理念条例)の見直し 意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>見直しについては、行う必要はないと考えます。ただし、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」を今後とも市民等、市の執行機関及び市議会の役割を果たしていくことが肝心であり重要であると考えます。</p> <p>よって、見直しが必要でないと議決されたとしても、改めて市民等、市の執行機関及び市議会に対して、条例そのものを披瀝していただきたい。</p>	<p>本条例は、定期的に見直すこととしており、見直しにあたっては、市の執行機関や市議会にて本条例の内容の確認を行うとともに、パブリックコメントにて広く市民の皆さんに周知しているところです。</p>
2	<p>今までの行政評価(第19条)では中途半端だとおもいます。市民にも納得できる数字(特に最悪の結果予想も含めて)で執行機関としてのお仕事をすすめていただき、その結果を1～10年後に監査室をとおして、その時代の市民にも教えていただきたい(今なら10～15年前の施策が現状になっていること)。そのためにも、この市民自治基本条例には、個人や団体の責任を問うのではなく、客観的な結果のみを報告してもらえる条項を加えていただくことはできないのでしょうか。ご検討ねがいます。</p>	<p>本条例では、市の執行機関の役割として、情報の公開(第7条)、説明責任等(第8条)、行政評価(第19条)といった規定がある中、本市では、毎年度、各部局において数値目標を設定するとともに、目標に対する実績と進捗状況をとりまとめて、市ホームページで公表しているところです。 【市HP→市政全般→市の政策推進→お知らせ 各年度数値による組織目標について をご覧ください】 (https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1490157290273/index.html)</p> <p>また、昨年度に中間見直しを行いました四日市市総合計画(2020～2029)におきまして、基本計画の各分野別基本政策に進捗を測る主な指標を設けており、今後につきましては、その指標の達成状況等を市ホームページで公表するなど、市民や事業者の皆さんに対し、分かりやすい情報の発信に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>このようなことから、本条例に新たな条項を追加するなどの見直しは行いませんが、今後につきましても、本市の取組状況については、本件に限らずわかりやすく公表できるよう努めてまいります。</p>